

「いい農業にしよう運動」
についてはこちら→



農薬・肥料・燃料等の農業用資材は、整理整頓し、 適切に保管しましょう

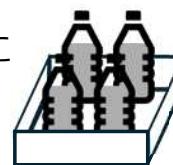
◇保管場所を再確認しよう！！

- 毒劇物は危険物表示をし、他の資材と分け施錠して保管
- 農薬を取り扱う施設内では、換気口を設置するなど通気性を確保
- 農薬、肥料、燃料等の種類ごとに整理整頓して保管



◇環境への流出、盗難、事故防止、火災予防などのリスクを減らしましょう！

- ・液状の農薬は、容器の下に容量以上のバットを敷き、流出を防ぐ。
- ・農薬や燃料がこぼれた時のために、砂や清掃器具を備えておく。
- ・肥料袋が破れて容器を移し替える場合、肥料名等がわかるようなシール等を張っておく。



危険物（燃料、発熱等のおそれが資材）は消防法等に従い、適切に管理する必要があります。
保管方法や保管できる量については、管轄の消防署にご相談ください。



上記はS-GAP取組項目の1つです。

S-GAP認証の取得にご興味がある方は下記にご連絡ください。

大里農林振興センター 管理部 地域支援担当 048-523-2812